

手賀沼、印旛沼、新利根、鬼怒利根及び埼玉県北部漁業協同組合
内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、手賀沼漁業協同組合、印旛沼漁業協同組合、新利根漁業協同組合、鬼怒利根漁業協同組合及び埼玉県北部漁業協同組合の有する内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな及びうなぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には、遊漁対象水産動物、漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書（別記様式第1号）を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときには、手釣、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、次の表の左欄の遊漁規則に基づき発行した遊漁承認証のうち、期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、それぞれ右欄の区域において遊漁する場合に限り、遊漁の承認を受け、遊漁料を納めた者とみなす。

遊漁承認証の種類	特例となる区域
手賀沼漁業協同組合 内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則	野田市地先から印西市地先まで（流水区域の中央線より千葉県側）
印旛沼漁業協同組合 内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則	栄町地先から神崎町地先まで（流水区域の中央線より千葉県側）
新利根漁業協同組合 茨内共第9、10、11号第5種共同漁業権遊漁規則	利根町地先の栄橋から下流（流水区域の中央線より茨城県側）
鬼怒利根漁業協同組合 茨内共第4、5号第5種共同漁業権遊漁規則	利根町地先の栄橋から埼玉県境まで（流水区域の中央線より茨城県側）
埼玉県北部漁業協同組合 共第5号第5種共同漁業権遊漁規則	茨城県と埼玉県との境から上流（流水区域の中央線より埼玉県側）

6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行した

県内共通遊漁承認証を持つ者は、埼玉県の区域内において、手釣、竿釣（リール釣りを除く。）で遊漁をする場合に限り、遊漁の承認を受け、遊漁料を納めた者とみなす。

（漁具・漁法の制限）

第3条 漁場の区域内においては、手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具・漁法によって遊漁してはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
こい	1月1日から12月31日まで（千葉県及び埼玉県区域） 6月11日から翌年5月10日まで（茨城県区域）
ふな、うなぎ	1月1日から12月31日まで

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の区域内においては、網漁具を使用して遊漁をしてはならない。

区域
茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門堰堤上流端から上流50mの区域

2 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

（全長の制限）

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15cm（茨城県区域） 18cm（千葉県及び埼玉県区域）
うなぎ	23cm（千葉県及び茨城県区域） 26cm（埼玉県区域）

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢65歳以上の者のときは同額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

一 手釣・竿釣による遊漁の場合（一般遊漁料）

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料（消費税込）
こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	1 日	3 0 0 円
		1 年	2, 0 0 0 円

二 その他の場合（特別遊漁料）

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料（消費税込）
こい、ふな、うなぎ	たも網、さ手網、	1 日	5 0 0 円
	四手網、投網	1 年	3, 0 0 0 円

2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣・竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

- (1) 手賀沼漁業協同組合（柏市曙橋 1）
- (2) 印旛沼漁業協同組合（千葉県成田市北須賀上外埜 1 6 2 2－2）
- (3) 新利根漁業協同組合（茨城県稲敷市江戸崎甲 4 3 6 8－5）
- (4) 鬼怒利根漁業協同組合（茨城県常総市内守谷町 1 8 6 3）
- (5) 埼玉県北部漁業協同組合（埼玉県加須市騎西 5 1－7）
- (6) 組合指定販売店

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 2 号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第 1 0 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第 4 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第 1 1 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(試験研究等を目的とする採捕)

第12条 試験研究等を目的とする採捕であって組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、この規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。

附則

- 1 この規則は平成25年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則に基づき交付された遊漁承認証は、その承認期間中は有効なものとする。

第12条
附則

各組合が管理する区域は半表のとおりとする。

ただし、行使区域は区分せず、入会って操業できるものとする。

組合	管理区域
手賀沼	野田市地先から印西市地先まで（流水区域の中央線より千葉県側）
印旛沼	栄町地先から神崎町地先まで（流水区域の中央線より千葉県側）
新利根	利根町地先の栄橋から下流（流水区域の中央線より茨城県側）
鬼怒利根	利根町地先の栄橋から埼玉県境まで（流水区域の中央線より茨城県側）
埼玉県北部	茨城県と埼玉県との境から上流（流水区域の中央線より埼玉県側）

